

令和六年四月九日開会

川越市議会第二回臨時会議案

議 案 目 次

議案第六四号 専決処分の承認を求めることについて

議案第六五号 専決処分の承認を求めることについて

議案第六六号 川越市道路線の認定について（開発行為）

議案第六四号

専決処分承認を求めることについて

地方自治法第七十九条第一項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和六年四月九日提出

川越市長
川合善明

記

専 決 処 分 書

一 川越市税条例の一部を改正する条例を定めることについて
右は特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第一百七十九条第一項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和六年三月三十日

川 越 市 長
川 合 善 明

川越市税条例の一部を改正する条例

川越市税条例（昭和二十九年条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の五の次に次の四条を加える。

（令和六年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第七条の六 令和六年度分の個人の市民税に限り、法附則第五条の八第四項及び第五項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額

が千八百五十万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第七条の八において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第三十四条の三、第三十四条の五から第三十四条の八まで、附則第五条第二項、附則第七条第一項、附則第七条の三の二第一項、附則第七条の四及び附則第九条の二の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十四条の六第二項、第四十七条の五第一項及び附則第七条の四の規定の適用については、第三十四条の六第二項及び附則第七条の四中「附則第五条の六第二項」とあるのは「附則第五条の六第二項及び第五条の八第六項」と、第四十七条の五第一項中「課した」とあるのは「附則第七条の六第一項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第七条の六第一項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和六年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第七条の七 令和六年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第四十一条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第一項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（法附則第五条の八第一項及び第二項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額

をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を四で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に三を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第一期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第四十条第一項に規定する第一期の納期(以下この条及び次条第一項において「第一期納期」という。)においてはその者の第一期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてははその者の分割金額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期においてはな
いものとし、第四十条第一項に規定する第二期の納期(以下この項及び次条第一項において「第二期納期」という。)においてははその者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額

て徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和六年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第七条の八 令和六年度分の個人の市民税に限り、第四十七条の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第三項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第二項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第七条の六第一項の規定の適用がないものとした場合に算出される第四十七条の二第一項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税を含む。）の合算額（以下この号及び第五号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第三項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の二分の一に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を二で除して得た金額（当

該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第二期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第一期分金額」という。）に満たない場合には、第一期納期及び第二期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第四十七条の三に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第三項において「特別徴収対象税額」という。）は、第一期納期においてはその者の第一期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第二期納期においてはその者の第二期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を三で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「十月分金額」という。）に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期における税額はないものとし、第二期納期においてはその者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においては、その者の十月分金額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においては、その者の分割金額に相当する税額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においては、その者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においては、その者の分割金額に相当する税額とする。

四 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額以上であり、か

つ、その者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間ににおける税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

五 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間における税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第四十七条の四の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第七条の八第一項各号に規定する特別徴収の方法によつ

て徴収すべき額」とする。

3 令和六年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第一項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第四十七条の五第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を三で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「十月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の十月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の十月分金額以上であり、かつ、その者の十月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三

十日までの間における税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の十月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の十月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間における税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の第四十七条の五第二項の規定により読み替えられた第四十七条の二第一項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第四十七条の四の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第七条の八第三項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和六年度分の個人の市民税につき第四十七条の六第一項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和七年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第七条の九 令和七年度分の個人の市民税に限り、法附則第五条の十二第三項及び第四項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、同条第三項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第三十四条の三、第三十四条の五から第三十四条の八まで、附則第五条第二項、附則第七条第一項、附則第七条の三の二第一項、附則第七条の四及び附則第九条の二の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第八条第三項中「第三十四条の八第一項」の下に「、附則第七条の六第一項及び前条」を加え、「同項」を「第三十四条の八第一項」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、附則第七条の六第一項中「附則第七条の四及び」とあるのは「附則第七条の四、附則第八条第二項及び」と、前条中「附則第七条の四及び」とあるのは「附則第七条の四、次条第二項及び」とする」に改める。

附則第十条の二第九項中「附則第十五条第二十五項第二号イ」を「附則第十五条第二十五項第三号イ」に改め、同条第十項中「附則第十五条第二十五項第二号ロ」を「附則第十五条第二十五項第三号ロ」に改め、同条第十一項中「附則第十五条第二十五項第二号ハ」を「附則第十五条第二十五項第三号ハ」に改め、同条第十二項中「附則第十五条第二十五項第三号イ」を「附則第十五条第二十五項第四号イ」に改め、同条第十三項中「附則第十五条第二十五項第三号ロ」を「附則第十五条第二十五項第四号ロ」に改め、同条第十四項中「附則第十五条第二十五項第三号ハ」を「附則第十五条第二十五項第四号ハ」に改め、同条第十六項及び第十七項を削り、同条第十八項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第十六項と

し、同条第十九項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項を同条第二十三項とし、同条第二十六項を同条第二十四項とする。

附則第十条の三第十三項中「附則第七条第十七項」を「附則第七条第十八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「附則第七条第十六項各号」を「附則第七条第十七項各号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「附則第七条第十項各号」を「附則第七条第十二項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「附則第七条第十項各号」に規定する」を「附則第七条第十項各号に掲げる」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第十一項」を「第十二項」に、「附則第七条第九項各号」を「附則第七条第十項各号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「附則第七条第八項各号」を「附則第七条第九項各号」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 市長は、法附則第十五条の七第一項又は第二項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住

宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に
関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第四項に規定する管理者等から、法附則第十
五条の七第三項に規定する期間内に施行規則附則第七条第四項に規定する書類の提出がされ、
かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第十五条の七第一項又は第二項に規定する要件に該当
すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の規定を適用する
ことができる。

附則第十一条の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度ま
で」に改め、同条第九号中「附則第十九条の三第五項」を「附則第十九条の三第四項」に改める。

附則第十一条の二の見出し中「令和四年度又は令和五年度」を「令和七年度又は令和八年度」
に改め、同条第一項中「令和四年度分又は令和五年度分」を「令和七年度分又は令和八年度分」
に改め、同条第二項中「令和四年度適用土地又は令和四年度類似適用土地」を「令和七年度適用
土地又は令和七年度類似適用土地」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改める。

附則第十二条の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度ま
で」に改め、同条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度ま
で」に改め、「（商業地等に係る令和四年度分の固定資産税にあつては、百分の二・五）」及び
「（令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同
条第二項及び第三項中「令和四年度分及び令和五年度分」を「令和六年度から令和八年度までの
各年度分」に改め、同条第四項及び第五項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度

から令和八年度まで」に改める。

附則第十二条の二の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条中「令和三年法律第七号」を「令和六年法律第四号」に、「令和三年改正法」を「令和六年改正法」に、「附則第十四条第一項」を「附則第二十一条第一項」に、「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附則第十三条の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第十三条の二第四項を削る。

附則第十三条の三第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「（令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第二項中「令和四年度分及び令和五年度分」を「令和六年度から令和八年度までの各年度分」に改める。

附則第十四条中「又は第四項」を削る。

附則第十五条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の三第三項に次の一号を加える。

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十六条の三第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十六条の四第三項に次の一号を加える。

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十六条の四第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十七条第三項に次の一号を加える。

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十七条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十八条第五項に次の一号を加える。

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十八条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十九条第二項に次の一号を加える。

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十九条第一項の規

定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十九条の七第二項に次の一号を加える。

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十九条の七第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十九条の八の二第二項に次の一号を加える。

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十九条の八の二第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十九条の八の二第五項に次の一号を加える。

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十九条の八の二第三項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十九条の八の三第二項に次の一号を加える。

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十九条の八の三第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十九条の八の三第五項に次の一号を加える。

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十九条の八の第三項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第二十条の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和四年度分の都市計画税にあつては、百分の二・五)」及び「(令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第二項及び第三項中「令和四年度分及び令和五年度分」を「令和六年度から令和八年度までの各年度分」に改め、同条第四項及び第五項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附則第二十一条の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第二十三条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「(令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第二項中「令和四年度分及び令和五年度分」を「令和六年度から令和八年度までの各年度分」に改める。

附則第二十六条中「第三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項若しくは第四十六項」を「第三十四項まで、第三十七項、第四十二項若しくは第四十五項」に改める。

附則第二十七条の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条中「令和三年改正法附則第十四条第一項」を「令和六年改正法附則第二十一条第一項」に、「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の川越市税条例（次条第一項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。次条第二項において「旧法」という。）附則第十五条第三十二項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和五年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十
二項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産
に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第六四号参考資料

川越市税条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>(令和六年度分の個人の市民税の特別税額控除)</p> <p>第七条の六 令和六年度分の個人の市民税に限り、法附則第五条の八第四項及び第五項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第七条の八において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第三十四条の三、第三十四条の五から第三十四条の八まで、附則第五条第二項、附則第七条第一項、附則第七条の三の二第一項、附則第七条の四及び附則第九条の二の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第三十四条の六第二項、第四十七条の五第一項及び附則第七条の四の規定の適用については、第三十四条の六第二項及び附則第七条の四中「附則第五条の六第二項」とあるのは「附則第五条の六第二項及び第五條の八第六項」と、第四十七条の五第一項中「課した」とあるのは「附則第七条の六第一項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは、「附則第七条の六第一項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</p> <p>(令和六年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)</p> <p>第七条の七 令和六年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第四十一条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</p> <p>一 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市</p>	<p>附 則</p>

民税の額（前条第一項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第五条の八第一項及び第二項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を四で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に三を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第一期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第四十条第一項に規定する第一期の納期（以下この条及び次条第一項において「第一期納期」という。）においてはその者の第一期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期においてははならないものとし、第四十条第一項に規定する第二期の納期（以下この項及び次条第一項において「第二期納期」という。）においてははその者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額と

し、第四十条第一項に規定する第三期の納期（次号及び第四号において「第三期納期」という。）及び同条第一項に規定する第四期の納期（次号及び第四号において「第四期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期及び第二期納期においてははなし、第三期納期においてはその者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第四期納期においてはその者の分割金額とする。

四 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期、第二期納期及び第三期納期においてははなし、第四期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の住民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2| 令和六年度分の個人の市民税（第一期納期から第四十七条第一項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合には、前項の規定は、適用しない。

（令和六年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第七条の八 令和六年度分の個人の市民税に限り、第四十七条の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第三項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第二項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第七条の六第一項の規定の適用がないものとした場合に算出される第四十七条の二第一項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。）の合算額（以下この号及び第五号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第三項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の二分の一に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を二で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第二期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第一期分金額」という。）に満たない場合には、第一期納期及び第二期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第四十七条の三に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第三項において「特別徴収対象税額」という。）は、第一期納期においてははその者の第一期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第二期納期においてははその者の第二期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてははその者の特別税額控除

前の特別徴収に係る個人の市民税の額を三で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「十月分金額」という。）に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期における税額はないものとし、第二期納期においてはその者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の十月分金額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- 四 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間における税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- 五 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間における税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2| 前項の規定の適用がある場合における第四十七条の四の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第七条の八第一項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。
- 3| 令和六年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第一項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第四十七条の五第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を三で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「十月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の十月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の十月分金額以上であり、かつ、その者の十月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間における税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の十月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の十月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間における税額はないものとし、同年二月一日から

三月三十一日までの間においてはその者の第四十七条の五第二項の規定により読み替えられた第四十七条の二第一項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4| 前項の規定の適用がある場合における第四十七条の四の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第七条の八第三項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5| 令和六年度分の個人の市民税につき第四十七条の六第一項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和七年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第七条の九 令和七年度分の個人の市民税に限り、法附則第五条の十二第三項及び第四項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、同条第三項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第三十四条の三、第三十四条の五から第三十四条の八まで、附則第五条第二項、附則第七条第一項、附則第七条の三の二第一項、附則第七条の四及び附則第九条の二の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第八条 1及び2 略

3 前項の規定の適用がある場合における第三十四条の八第一項、附則第七条の六第一項及び前条の規定の運用については、第三十四条の八第一項中「前三条」とあるのは、「前三条並びに附則第八条第二項」と、附則第七条の六第一項中「附則第七条の四及び」とあるのは「附則第七条の四、附則第八条第二項及び」と、前条中「附則第七条の四及び」とあるのは「附則第七条の四、次条第二項及び」とする。

(法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第八条 1及び2 略

3 前項の規定の適用がある場合における第三十四条の八第一項
の規定の運用については、同項
中「前三条」とあるのは、「前三条並びに附則第八条第二項」とする

(法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合)

第十条の二 158 略

- 9 法附則第十五条第二十五項第三号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、四分の三とする。
- 10 法附則第十五条第二十五項第三号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、四分の三とする。
- 11 法附則第十五条第二十五項第三号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、四分の三とする。
- 12 法附則第十五条第二十五項第四号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、二分の一とする。
- 13 法附則第十五条第二十五項第四号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、二分の一とする。
- 14 法附則第十五条第二十五項第四号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、二分の一とする。
- 15 略
- 16 固定資産税に係る法附則第十五条第三十二項に規定する市町村の条例で定める割合は、三分の二とする。
- 17 都市計画税に係る法附則第十五条第三十二項に規定する市町村の条例で定める割合は、三分の二とする。
- 18 固定資産税に係る法附則第十五条第三十七項に規定する市町村の条例で定める割合は、三分の二とする。
- 19 都市計画税に係る法附則第十五条第三十七項に規定する市町村の条例で定める割合は、三分の二とする。
- 20 法附則第十五条第四十一項に規定する市町村の条例で定める割合は、三分の

第十条の二 158 略

- 9 法附則第十五条第二十五項第二号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、四分の三とする。
- 10 法附則第十五条第二十五項第二号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、四分の三とする。
- 11 法附則第十五条第二十五項第二号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、四分の三とする。
- 12 法附則第十五条第二十五項第三号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、二分の一とする。
- 13 法附則第十五条第二十五項第三号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、二分の一とする。
- 14 法附則第十五条第二十五項第三号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、二分の一とする。
- 15 略
- 16 固定資産税に係る法附則第十五条第三十二項に規定する市町村の条例で定める割合は、三分の一とする。
- 17 都市計画税に係る法附則第十五条第三十二項に規定する市町村の条例で定める割合は、三分の一とする。
- 18 固定資産税に係る法附則第十五条第三十三項に規定する市町村の条例で定める割合は、三分の二とする。
- 19 都市計画税に係る法附則第十五条第三十三項に規定する市町村の条例で定める割合は、三分の二とする。
- 20 固定資産税に係る法附則第十五条第三十八項に規定する市町村の条例で定める割合は、三分の二とする。
- 21 都市計画税に係る法附則第十五条第三十八項に規定する市町村の条例で定める割合は、三分の二とする。
- 22 法附則第十五条第四十二項に規定する市町村の条例で定める割合は、三分の

一とする。

21| 固定資産税に係る法附則第十五条第四十二項に規定する市町村の条例で定める割合は、四分の三とする。

22| 都市計画税に係る法附則第十五条第四十二項に規定する市町村の条例で定める割合は、四分の三とする。

23及び24| 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第十条の三 1及び2 略

3| 市長は、法附則第十五条の七第一項又は第二項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第五条第四項に規定する管理者等から、法附則第十五条の七第三項に規定する期間内に施行規則附則第七条第四項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第十五条の七第一項又は第二項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の規定を適用することができる。

4〜8| 略

9| 法附則第十五条の九第四項の高齢者等居住改修住宅又は同条第五項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第四項に規定する居住安全改修工事が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第九項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

一〜七| 略

10| 法附則第十五条の九第九項の熱損失防止改修等住宅又は同条第十項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第九項に規定する熱損失防止改修工事等(以下この項及び第十二項において

一とする。

23| 固定資産税に係る法附則第十五条第四十三項に規定する市町村の条例で定める割合は、四分の三とする。

24| 都市計画税に係る法附則第十五条第四十三項に規定する市町村の条例で定める割合は、四分の三とする。

25及び26| 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第十条の三 1及び2 略

3〜7| 略

8| 法附則第十五条の九第四項の高齢者等居住改修住宅又は同条第五項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第四項に規定する居住安全改修工事が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第八項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

一〜七| 略

9| 法附則第十五条の九第九項の熱損失防止改修等住宅又は同条第十項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第九項に規定する熱損失防止改修工事等(以下この項及び第十一項において

「熱損失防止改修工事等」という。)が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

一〇六 略

11] 法附則第十五条の九の二第二項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

一〇六 略

12] 法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第五項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事等が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十二項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

一〇六 略

13] 法附則第十五条の九の三第一項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十七項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

一〇五 略

14] 法附則第十五条の十第一項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十八項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第七条又は附則第三条第一項の規定

「熱損失防止改修工事等」という。)が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第九項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

一〇六 略

10] 法附則第十五条の九の二第二項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

一〇六 略

11] 法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第五項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事等が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十一項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

一〇六 略

12] 法附則第十五条の九の三第一項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十六項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

一〇五 略

13] 法附則第十五条の十第一項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十七項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第七条又は附則第三条第一項の規定

による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第十二条第十九項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

一〇四 略

五 施行規則附則第七条第十八項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

六 略

(土地に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)

第十一条 次条から附則第十四条まで及び附則第二十条から第二十五条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

一〇八 略

九 平成五年度適用市街化区域農地 法附則第十九条の三第四項
(令和七年度又は令和八年度における土地の価格の特例)

第十一条の二 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第十七条の二第一項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第六十一条の規定にかかわらず、令和七年度分又は令和八年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第十七条の二第一項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第十七条の二第二項に規定する令和七年度適用土地又は令和七年度類似適用土地であつて、令和八年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けられないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第六十一条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第十七条の二第二項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第十二条第十九項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

一〇四 略

五 施行規則附則第七条第十七項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

六 略

(土地に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)

第十一条 次条から附則第十四条まで及び附則第二十条から第二十五条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

一〇八 略

九 平成五年度適用市街化区域農地 法附則第十九条の三第五項
(令和四年度又は令和五年度における土地の価格の特例)

第十一条の二 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第十七条の二第一項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第六十一条の規定にかかわらず、令和四年度分又は令和五年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第十七条の二第一項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第十七条の二第二項に規定する令和四年度適用土地又は令和四年度類似適用土地であつて、令和五年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けられないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第六十一条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第十七条の二第二項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

る。

(宅地等に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第十二条 宅地等に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に百分の五

を乗じて得た額を加算した額

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の六を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和六年度から令和八年度までの

る。

(宅地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第十二条 宅地等に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に百分の五(商業地等に係る令和四年度分の固定資産税については、百分の二・五)を乗じて得た額を加算した額(令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和四年度分及び令和五年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の六を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和四年度分及び令和五年度分

各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・七を超えるものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和六年度から令和

の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・七を超えるものに係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和三年度から令和

八年度までの各年度分の固定資産税に関する特例の適用除外)

第十二条の二 地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四号。附則第二十七条において「令和六年改正法」という。)附則第二十一条第一項の規定に基づき、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第十八条の三の規定を適用しないものとする。

(農地に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第十三条 農地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

例) (市街化区域農地に対して課する平成六年度以降の各年度分の固定資産税の特

第十三条の二 1 3 略

五年度までの各年度分の固定資産税に関する特例の適用除外)

第十二条の二 地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号。附則第二十七条において「令和三年改正法」という。)附則第十四条第一項の規定に基づき、令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第十八条の三の規定を適用しないものとする。

(農地に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第十三条 農地に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)以下この条において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

例) (市街化区域農地に対して課する平成六年度以降の各年度分の固定資産税の特

第十三条の二 1 3 略

4 令和二年度分の固定資産税について川越市税条例の一部を改正する条例(令和三年条例第三十二号)による改正前の川越市税条例(以下この項において「令和三年改正前の条例」という。)附則第十三条の二第三項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和三年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地

第十三条の三 市街化区域農地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額に百分の五を乗じて得た額を加算した額

(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額に十分の二を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とす

に係る令和三年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和二年度分の固定資産税に係る令和三年改正前の条例附則第十三条の二第三項において準用する同条第一項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

第十三条の三 市街化区域農地に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額に百分の五を乗じて得た額を加算した額(令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和四年度及び令和五年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額に十分の二を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とす

る。

(免税点の適用に関する特例)

第十四条 附則第十二条、第十三条、第十三条の二又は第十三条の三の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第六十三条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第十二条、第十三条又は第十三条の三の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第十三条の二の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第十三条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については附則第十三条の二第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第十五条 附則第十二条第一項から第五項までの規定の適用がある宅地等(附則第十一条第二号に掲げる宅地等をいうものとし、法第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の特別土地保有税については、第百十八条第一号及び第百二十一条の五中、「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第十二条第一項から第五項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成十八年一月一日から令和九年三月三十一日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第百十八条第二号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第十一条の五第一項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に二分の一を乗じて得た額」とし、「令第五十四条の三十八第一項に規定する価格」とあるのは「令第五十四条の三十八第一項に規定する

る。

(免税点の適用に関する特例)

第十四条 附則第十二条、第十三条、第十三条の二又は第十三条の三の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第六十三条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第十二条、第十三条又は第十三条の三の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第十三条の二の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第十三条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については附則第十三条の二第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第四項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第十五条 附則第十二条第一項から第五項までの規定の適用がある宅地等(附則第十一条第二号に掲げる宅地等をいうものとし、法第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の特別土地保有税については、第百十八条第一号及び第百二十一条の五中、「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第十二条第一項から第五項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成十八年一月一日から令和六年三月三十一日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第百十八条第二号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第十一条の五第一項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に二分の一を乗じて得た額」とし、「令第五十四条の三十八第一項に規定する価格」とあるのは「令第五十四条の三十八第一項に規定する

価格（法附則第十一条の五第一項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に二分の一を乗じて得た額」とする。

3～5 略

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第十六条の三 1及び2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～四 略

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条

の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十六条の三第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第十六条の四 1及び2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～四 略

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条

の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十六条の四第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 略

（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第十七条 1及び2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～四 略

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条

の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十七条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第十八条 1～4 略

価格（法附則第十一条の五第一項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に二分の一を乗じて得た額」とする。

3～5 略

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第十六条の三 1及び2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～四 略

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条

の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十六条の四第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第十六条の四 1及び2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～四 略

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条

の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十六条の四第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 略

（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第十七条 1及び2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～四 略

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条

の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十七条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第十八条 1～4 略

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 四 略

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十八条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第十九条 1 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 四 略

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十九条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第十九条の七 1 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 四 略

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十九条の七第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第十九条の八の二 1 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 四 略

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十九条の八の二第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 四 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第十九条 1 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 四 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第十九条の七 1 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 四 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第十九条の八の二 1 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 四 略

3及び4 略

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一〇四 略

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条

の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十九条の八の二第三項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第十九条の八の三 1 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一〇四 略

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条

の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十九条の八の三第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3及び4 略

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一〇四 略

五 附則第七条の六及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条

の六第一項及び附則第七条の九中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十九条の八の三第三項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 略

(宅地等に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第二十条 宅地等に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年

3及び4 略

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一〇四 略

五 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第十九条の八の三 1 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一〇四 略

五 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

3及び4 略

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一〇四 略

五 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

6 略

(宅地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第二十条 宅地等に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年

度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第七百二条の三の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に百分の五を乗じて得た額を加算した額

（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の六を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて

度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第七百二条の三の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に百分の五（商業地等に係る令和四年度分の都市計画税にあつては、百分の二・五）を乗じて得た額を加算した額（令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和四年度及び令和五年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の六を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和四年度分及び令和五年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて

得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第一項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三(第十八項を除く。))又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・七を超えるものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三(第十八項を除く。))又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第二十一条 農地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三(第十八項を除く。))又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額

得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第一項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三(第十八項を除く。))又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・七を超えるものに係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三(第十八項を除く。))又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第二十一条 農地に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三(第十八項を除く。))又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条におい

に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

第二十三条 市街化区域農地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第十三条の二の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額に百分の五を乗じて得た額を加算した額

（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額に百分の二を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を

（同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

第二十三条 市街化区域農地に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第十三条の二の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額に百分の五を乗じて得た額を加算した額（令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和四年度及び令和五年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額に百分の二を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を

当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(読替規定)

第二十六条 法附則第十五条第一項、第九項、第十三項から第十七項まで、第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項、第三十一項から第三十四項まで、第三十七項、第四十二項若しくは第四十五項、第十五条の二第二項、第十五条の三又は第六十三条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第四百四十三条第二項中「又は第三十三項」とあるのは、「若しくは第三十三項又は附則第十五条から第十五条の三まで若しくは第六十三条」とする。
(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税に関する特例の適用除外)
第二十七条 令和六年改正法附則第二十一条第一項の規定に基づき、令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第二十五条の三の規定を適用しないものとする。

当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(読替規定)

第二十六条 法附則第十五条第一項、第九項、第十三項から第十七項まで、第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項、第三十一項から第三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項若しくは第四十六項、第十五条の二第二項、第十五条の三又は第六十三条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第四百四十三条第二項中「又は第三十三項」とあるのは、「若しくは第三十三項又は附則第十五条から第十五条の三まで若しくは第六十三条」とする。
(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税に関する特例の適用除外)
第二十七条 令和三年改正法附則第十四条第一項の規定に基づき、令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第二十五条の三の規定を適用しないものとする。

議案第六五号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第七十九条第一項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和六年四月九日提出

川越市長 川合善明

専 決 処 分 書

一 川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて
右は特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第一百七十九条第一項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和六年三月三十日

川 越 市 長 川 合 善 明

川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川越市国民健康保険税条例（昭和三十四年条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第二号中「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同項第三号中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 改正後の第二十条第一項の規定は、令和六年度以後の年度分の国民健康保険税について適用

し、令和五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第六五号参考資料

川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第二十条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第二条第二項本文の基礎課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円)、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ロに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が二十二万円を超える場合には、二十二万円)及び同条第四項本文の介護納付金課税額から当該各号ハに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円)の合算額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき二十九万五千円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>イハ 略</p> <p>三 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第二十条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第二条第二項本文の基礎課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円)、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ロに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が二十二万円を超える場合には、二十二万円)及び同条第四項本文の介護納付金課税額から当該各号ハに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円)の合算額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき二十九万円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>イハ 略</p> <p>三 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて</p>

得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき五十四万五千円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者(前二号に該当する者を除く。)

イ〜ハ 略

2及び3 略

得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき五十三万五千円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者(前二号に該当する者を除く。)

イ〜ハ 略

2及び3 略

議案第六六号

川越市道路線の認定について

川越市道路線を次のとおり認定するため、道路法第八条第二項の規定により、議会の議決を求めらる。

令和六年四月九日提出

川越市長 川 合 善 明

7552	7551	整理番号	
市道七五五二号線	市道七五五一号線	路線名	
大字増形字中久保七六一番七地先	大字増形字小瀬一、〇一二番七地先	大字増形字中河原一、〇八四番三地先	大字増形字外中河原一、二九三番一四〇地先
		終点	起点
		重要な経過地	

提 案 理 由

開発行為に伴い、このように措置する必要がある。

